

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月1日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	プロセス計算機のプリンタに印字不良が認められたため、当該プリンタを点検。(代替プリンタで印字出来るため、運転に支障なし)	D	
2	2号機	復水ろ過装置現場制御盤遠隔監視用ITV画面(CRT)に表示不良(画面が暗い)が認められたため、当該CRTを点検。	D	
3	2号機	タービン発電機軸受排油温度記録計(打点式)において、打点ポイントの切替不良(切り替わらない)が認められたため、当該記録計を点検。(代替計器で確認できるため、運転に支障なし)	D	
4	3号機	残留熱除去系熱交換器(B)計装品点検において、冷却水出口圧力スイッチの動作不良(設定値で動作せず)が認められたため、当該圧力スイッチを交換。	D	
5	3号機	残留熱除去系圧力抑制室吸込電動弁駆動部点検において、同弁のケーブル用フレキシブル電線管の接続金具に破損が認められたため、当該フレキシブル電線管を交換。	D	
6	3号機	低圧タービン(A)内部車室点検において、同車室上半の防熱板止め金具(17ヶ所)に侵食が認められたため、当該止め金具を交換。	D	
7	3号機	タービン建屋補機冷却海水系熱交換器弁点検において、熱交換器(A、C)旋回弁体に腐食減肉が認められたため、当該弁体を補修。	D	
8	3号機	タービン補機冷却系熱交換器(A~C)海水出入口パタフライ弁点検において、同弁フランジボルト(36本)に腐食が認められたため、当該ボルトを交換。	D	
9	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A)ベント第1弁(空気作動)動作試験において、同弁駆動部より空気の漏えいが認められたため、当該駆動部を点検。	D	
10	3号機	制御棒駆動系水圧制御ユニットの逆止弁点検時、弁体(5台)表面に微小な変形(へこみ)が認められたため、当該逆止弁を交換。	D	
11	3号機	復水・給水系復水脱塩塔(A、E)復水入口弁用電動弁駆動部点検において、手回しで電動機ベアリングより異音(ゴロゴロ音)の発生が認められたため、当該ベアリングを交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	残留熱除去系格納容器冷却流量調節弁(B)と同系格納容器冷却ライン隔離弁(B)の弁間漏えい試験において、圧力低下が認められ、同系格納容器冷却ライン隔離弁にシートリークが考えられるため、当該弁を点検。	D	
13	3号機	原子炉圧力容器計装系ジェットポンプ流量計装エクセスフローチェック弁交換に伴う運搬作業において、誤って同弁本体を落下させ、当該弁のハンドルを折損及び銘板を变形させてしまったことが認められたため、当該弁を補修。	D	
14	3号機	所内電源盤の同期検定(電源の位相を確認するもの)回路の電圧計において、指示不良(ふらつき)が認められたため、当該電圧計を点検。	D	
15	4号機	タービン潤滑油系油移送ポンプ出口フィルタ差圧計に指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該差圧計を点検。	D	
16	4号機	燃料プール冷却材浄化系ろ過脱塩装置(B:休止中)の工程異常及び休止渋滞の表示が発生し、制御ユニットの不良が考えられることから、当該ユニットを点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電 話 0240-25-1353